○防衛省告示第六十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二六度〇五分二六秒　東経一二七度〇四分四五秒

(イ)　北緯二六度三九分〇五秒　東経一二七度〇七分五三秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議決通知

三月十六日本院は人事官に立花宏を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は食品安全委員会委員に佐藤洋、川西徹、吉田緑、香西みどり、堀口逸子及び伊藤充を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は再就職等監視委員会委員長に井上弘通を、同委員に伊東研祐、篠原文也、平田眞理子及び鍋島美香を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は行政不服審査会委員に戸塚誠、交告尚史及び中山ひとみを任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国地方係争処理委員会委員に富越和厚、成瀬純子、牛尾陽子、辻琢也及び齋藤誠を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本銀行総裁に黒田東彦を、同副総裁に若田部昌澄及び雨宮正佳を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は労働保険審査会委員に渡邉英寿を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に和田貴志を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に佐藤浩及び佐々木隆一郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。

指名通知

三月十六日本院は国土審議会委員に衆議院議員吉川貴盛を指名した旨内閣に通知した。

議案提出

三月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

議案送付

三月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案